○内閣府令第十九号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「二人」を「三人」に改める。

附則第三条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附　則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第一項の規定に基づき、並びに同法及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　警察庁の組織	第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款　［略］	第一款　［同上］
第二款　生活安全局（第十五条―第二十一条）	第二款　生活安全局（第十五条―第二十条）
第三款　刑事局（第二十二条―第三十五条）	第三款　刑事局（第二十一条―第三十五条）
第四款　交通局（第三十六条―第四十一条）	第四款　交通局（第三十六条―第四十条）
第五款　警備局（第四十二条―第五十三条）	第五款　警備局（第四十一条―第五十三条）
第六款　［略］	第六款　［同上］
第七款　［略］	第七款　［同上］
［第二節・第三節　略］	［第二節・第三節　同上］
第三章　［略］	第三章　［同上］
附則	附則

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第二款　生活安全局

（少年保護対策室）

第十七条　［略］

2　少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務（性的搾取対策官の所掌に属するものを除く。）及び同条第八号に掲げる事務をつかさどる。

第十七条　［同上］

2　少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務（同条第四号、第六号及び第七号に掲げる事務のうち児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下この項において同じ。）に関する事務並びに令第十七条第五号に掲げる事務のうち児童ポルノ及び国外犯に関する事務を除く。）及び令第十七条第八号に掲げる事務をつかさどる。

［3・4　略］

（性的搾取対策官）

第十八条　生活安全局少年課に、性的搾取対策官一人を置く。

2　性的搾取対策官は、命を受け、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務のうち児童ポルノに係る行為その他児童に対する性的搾取及びこれらの行為を助長する行為に関する事務をつかさどる。

（風俗環境対策室）

第十九条　［略］

（情報技術犯罪捜査指導室）

第二十条　［略］

（官民連携推進官）

第二十一条　［略］

第三款　刑事局

（刑事指導室）

第二十二条　［略］

（検視指導室）

第二十三条　［略］

（特殊事件捜査室）

第二十四条　［略］

（特殊詐欺対策室）

第二十五条　［略］

［3・4　同上］

［条を加える。］

（風俗環境対策室）

第十八条　［同上］

（情報技術犯罪捜査指導室）

第十九条　［同上］

（官民連携推進官）

第二十条　［同上］

第三款　刑事局

（刑事指導室）

第二十一条　［同上］

（検視指導室）

第二十二条　［同上］

（特殊事件捜査室）

第二十三条　［同上］

（特殊詐欺対策室）

第二十四条　［同上］